第２６回「送配電コンプライアンス委員会」議事要旨

１．日　時

2026 年 10 月 14 日（水）15:55～17:10

２．委　員

一般送配電事業者（10 社）の代表、一般社団法人送配電網協議会事務局長、
外部より招聘した弁護士および公認会計士（各１名）

３．議事要旨

（１）業界大相互チェックの実施結果と次回の進め方

＜討議目的＞

第一線の監視・検証を行う第二線を対象とした業界大相互チェックについて、3 巡目が完了したことから、実施結果を確認するとともに、次回の相互チェックの進め方の検討状況を確認、議論。

＜確認した内容＞

・　業界大相互チェックを２年間実施し、形式的な整備が一巡したものと考えられることから、他社の行為規制に関わる取り組み状況を「会社が異なり違って当たり前」ではなく、「同じであるべき」と俯瞰して見る意識改革が必要であるとの意見を確認した。

・　業界大相互チェックの実効性を高めるため、得られた知見を各社の自主的責任や内部監査の仕組みへ還元し、内部監査が適切に機能しているかを確認するフェーズに入ったとの意見を確認した。

・　評価分類（良い点・改善点）に関し、「分かりやすい研修資料の作成」など、捉え方によって「良い点」にも「改善点（他社で取り入れられる点)」にもなり得る事例があったため、無理に分けるのではなく、「気づきがあったか」「全体像として重要な見落としがないか」という共通の軸で捉えるべきとの意見を確認した。

（２）行動指針を踏まえた各社における再発防止策の実施状況

＜討議目的＞

業界大の再発防止策として制定した「一般送配電事業者の行為規制等に関する行動指針（以下、行動指針)」に記載の具体的対策について、2026 年度における各

社実施状況を確認するとともに、前回報告からの進捗状況を確認。

＜討議内容＞

・　ログ解析等の項目で「必要性を判断する」とされている点に対し、実施前提で時間がかかっているものなのか、不要と判断しようとしているのかを明確に区別すべきとの指摘があった。全社一律での実施は不要と判断する対策であれば、行動指針そのものの見直しが必要であるとの意見を確認した。

・　ログ解析に関して、システム物理分割（共用状態の解消）の状況や、大規模な既存システムに対して後からログ解析を追加することの難しさを確認するとともに、システムの開発プロセスの初期段階から横並びでチェックしていくことも重要であるとの意見を確認した。

（３）行為規制等に係るリスク評価のうち重要な残存リスクの選定

＜討議目的＞

再発防止策を踏まえても、なお残る行為規制上の残存リスクを認識・評価し、更なる対応策の行動指針へ織り込みを１年サイクルで繰り返すことでリスク対応を実施、陳腐化を防止してきたところ、新たに抽出された残存リスクと過去に抽出された残存リスクの評価結果について確認するとともに、評価結果に基づく重要な残存リスク選定案および今後の対策検討の進め方について議論。

＜討議内容＞

・　点数評価によるスクリーニングで、本来重要なリスクが落ちてしまわないよう、定性的な視点も含めた再確認の必要性を確認した。

・　サイバー攻撃の拡大に伴い、委託先での非公開情報の漏洩リスクが高まっており、管理・統制の難しさの指摘があったとともに、単なるコンプライアンス遵守にとどまらず、多角的なビジネスリスクとして全体で解決策を検討していく必要性があるとの意見を確認した。

・　リスク評価項目「その他」に現れる、各社固有の「組織の空気感・風土」を相互チェックを通じて捉えていくことが重要との示唆があった。

（４）行為規制に係る取り組みの全体像ならびに検討状況

＜討議目的＞

これまでの本委員会でいただいた「不適切事象の再発防止に対する取り組みのフェーズから、ガバナンス向上に対する取り組みのフェーズに移行していくべきタ

イミング」との示唆を踏まえ、「効率的で実効性が高いリスク低減活動を目指す」という基本方針のもと、ガバナンス向上の取り組みを検討してきたところ、業界大の取り組みの全体像を改めて確認するとともに、「業界大相互チェックの改善によるガバナンス向上」の検討状況について確認、議論。

＜討議内容＞

・　時系列変化や他社比較の可視化に加え、捉えにくい「組織のカルチャー・空気感」を把握するには、第一線・第二線だけでなく、現場の奥深くを観察している第三線（内部監査）との定期的な意見交換・連携が不可欠であるとの意見を確認した。

・　業務効率化に向けて生成 AI 等の活用を今後検討する必要があるとの意見を確認するとともに、この場合はそれに伴うセキュリティやガバナンス上の潜在リスクもセットで考慮していく必要があることを確認した。

・　単なる「中身の平準化」から「ガバナンスの仕組みが機能しているか」を見る視点へ進化させるため、第三線も含めた行為規制に関する体制全体での成熟度評価や意見交換を進めていく重要性を確認した。

以　上